

お買い物券の利用について

※ お買い物券ご利用上の注意

1. お買い物券に記載の有効期限内に限り、ご利用いただけます。(有効期限を過ぎた場合は無効となります。)
2. 南アルプス市内の裏面記載の店舗でのみ利用可能です。
3. 盗難、紛失、滅失または偽造・変造・模造等に対して南アルプス市では責任を負いません。
4. 盗難、紛失、滅失等をされても再発行できません。
5. お買い物券は、第三者への譲渡、売買、交換、現金との引換はできません。
6. 差額が生じても釣銭は出ません。
7. 商品の返品の際の返金はできません。
8. 利用の対象とならないもの。

- ① 不動産や金融商品等の資産性の高いものの購入
- ② 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ③ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、はがき、プリペイドカード等の換金性の高い物の購入
- ④ たばこの購入たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ（電子たばこを含む。）の購入
- ⑤ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ⑧ 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証票(宝くじ)及びスポーツ振興投票の実施に関する法律(平成10年法律第63号)第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- ⑨ その他市長がお買い物券の使用対象外と認めるもの